

第8期介護保険事業計画「取組と目標に対する自己評価シート」とりまとめシート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）				
	区分	タイトル	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価 (◎、○、△、×)	自己評価 (文書にて記載)	課題と対応策
志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	認知症…それがどうした！認知症の人が主役！	75歳以上人口が増加し、85歳以上人口の推移についても、さらに急増しており、今後も認知症の人数が増えることが見込まれる。 令和元（2019）年6月に国から認知症施策推進大綱が示され、さらなる市の認知症施策の推進が求められている。認知症のかたやその家族をはじめ、誰もが前向きに認知症と暮らせる地域づくりとともに、その意識の醸成を図ることが必要である。	○早期発見・早期支援の体制整備 ○認知症の啓発推進 ○認知症高齢者と家族を支える仕組みづくり ○認知症支援の体制整備	令和3年度 令和4年度 令和5年度 もの忘れ相談件数 5件 8件 10件 頭いきいき相談会参加者数 15人 20人 25人 認知症予防講座参加者数 130人 140人 150人 認知症サポーター新規養成人数 200人 200人 200人 認知症研修会参加者数 150人 150人 150人 認知症カフェ実施回数 24回 24回 24回 あんしん見守りメール登録者数 135人 140人 145人 協力団体系数 80団体 82団体 84団体 初期集中支援チーム員数 2チーム 2チーム 2チーム 初期集中支援実人数 6人 8人 10人	○もの忘れ相談・頭いきいき相談会をおこなう。 ○認知症予防のための出前講座を行う。 ○広報誌や市ホームページ等において、認知症予防の啓発を継続的におこなう。 ○各種団体を対象に認知症サポーター養成講座の出前講座を実施する。 ○企業ヒアリングで講座を周知する。 ○市内5地区で誰もが気軽に参加できる身近な居場所や相談場所として認知症カフェを実施する。 ○あんしん見守りメールの登録を啓発し、登録者（協力員・協力団体）にあんしん見守りメールを配信する。 ○行方不明になるおそれのある高齢者の事前登録をおこなう。 ○認知症が疑われた人やその家族に対し、専門医と専門職がチームで集中的に早期診断・早期対応に向けた支援をおこなう。	△	○講座や研修会などの事業への参加者が目標に届かなかった。 ○地域の見守り体制の整備は概ね目標を達成している。 ものわすれ相談件数（1回）、頭いきいき相談会参加者数（27人） 認知症予防出前講座参加者数（66人） 認知症サポーター養成講座参加者数（41人） 認知症カフェ実施回数（13回） あんしん見守りメール登録者数（188人） あんしん見守り協力団体系数（80団体） 認知症初期集中支援チーム員数（2チーム）、認知症初期集中支援実人数（1人）	講座などの事業への参加者が少ないため、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発のため、事業周知の強化が必要である。特に若い人への周知として、企業への働きかけを検討していく。
志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	支えあって元気に老いる！	団塊の世代全ての人々が75歳以上となる令和7（2025）年には、高齢化率が42.4%まで上昇し、人口の4分の1が後期高齢者となることが予想されている。さらに、令和22（2040）年までには、高齢化率が50%を超えることが見込まれている。調査の結果においては、地域の健康づくり活動に対し、4割以上の高齢者が参加に前向きな回答を、さらに企画・運営に参加することについて約3割の人が前向きな回答をしている。地域住民の健康づくりへの関心を生かし、介護予防・重度化防止に向けたさらなる取り組みが必要である。	○地域における介護予防教室等の開催 ○市民主体の介護予防活動の促進	令和3年度 令和4年度 令和5年度 お達者サポーターの養成（延べ人数） 255人 265人 275人 健脚運動実施地区数 15地区 16地区 17地区	○介護予防普及啓発事業 ・市民を対象とした介護予防等教室の実施（18回） ○地域リハビリテーション活動支援事業 ・リハビリ専門職がサロン等の地域住民主体の活動団体に対して運動機能の向上を中心としたプログラムを実施。（10回） ○お達者サポーターの養成と活動支援 ・お達者サポーターの養成講座（5回） ・お達者サポーター連絡会・ステップアップ研修（1回） ・お達者サポーター交流会・ステップアップ研修（1回） ○健脚運動の推進 下肢を鍛える運動を、三重大と連携しながら、自治会や老人クラブ、お達者サポーターとの協働により取り組んだ。（13地区で実施） ※立ち上げ準備地区1地区あり。	○	・市民を対象とした介護予防等教室の実施R2年度（253人）⇒ R4.3月末（313人） ・地域リハビリテーション活動支援事業（延べ88人）⇒R4.3月末（延べ80人） ・お達者サポーター延べ養成数R2年度（245人）⇒R4.3月末（258人） ・お達者サポーター連絡会・ステップアップ研修R2年度（61人）⇒R4.3月末（32人） ・お達者サポーター交流会・ステップアップ研修R2年度（0人）⇒R4.3月末（35人）	・コロナ禍において研修会の定員制限等もあり、参加人数を制限せざるおえない事業もあったが、研修会をDVDで撮影し、参加できなかった人に見てもらえるような工夫を行った。 ・健脚運動を活用した地域における住民主体の活動の場について、R4年度新規地区立ち上げに向けての準備を行い、介護予防の取り組みを推進した。

志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	元気な高齢者も地域で助けあい	ひとり暮らし高齢者世帯数や高齢者のみ世帯数が増加しており、調査の結果から生きがいが「思いつかない」や「不明・無回答」とした高齢者が45.8%となっていることから、高齢者の孤独感の解消が求められる。一方、地域の活動には、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と意欲のある回答が42.4%となっていることから、ボランティア活動など地域における元気高齢者の活躍の場の創出や、高齢者を孤立させない支援を進めていく必要がある。	○高齢者の生きがいづくり・地域交流活動の促進 ○ボランティアセンターと連携した高齢者の社会参加促進	令和3年度 令和4年度 令和5年度 地域ケア会議の開催 30回 30回 30回 通所型サービスB実施新規立ち上げ数 3団体 3団体 3団体 ボランティアポイント制度受入施設・事業所数 90か所 93か所 96か所 ボランティアポイント活動員登録者数 370人 390人 410人	・地域ケア会議の開催（27回） 今年度は今までのような自治会や民生委員・児童委員、老人クラブを中心としたメンバーによる開催ではなく、ボランティア団体や子育てサークル、市内企業や福祉分野事業所に対しヒアリングや座談会を行い、地域についての意見を聞かせてもらった。 ・通所型サービスB新規立ち上げ数（0団体） ・ボランティアポイント制度受入施設・事業所数（90か所） ・ボランティアポイント活動員登録者数（411人）	○	地域ケア会議については6月から7月にかけて27回行い、それ以降は開催できなかったが、概ね目標を達成している。 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での積極的な活動が難しいこともあり、通所型サービスBの新規立ち上げには至らなかったが、立ち上げに向け準備中の地区がある。 ボランティアポイント事業については、受入施設・事業所が1か所増えたことにより目標を達成している。	・通所型サービスB ボランティア主体で週1回の活動を行うことに負担感があり、担い手の発掘が難しい。また、活動を始めてからも補助金の申請書や報告書の作成が難しく、支援が必要である。現在は、随時、団体ごとに支援して対応しているが、団体の代表者を集めて説明会を開催するなどの対応も行いたい。 他の団体はどのような活動を行っているのか知りたいという声もあるので、団体同士の交流会など情報交換の場を設ける。 ・ボランティアポイント事業 同じ活動を行っても登録施設や事業所でないスタンプを押してもらえない。多くの施設や事業所に登録してもらうため、周知を進める。 個人を対象としたボランティアに対してもポイントを付与できるような仕組みを作っていく。
志摩市	②給付適正化	介護給付費適正化に向けた取組の推進（①要介護認定の適正化）	鳥羽志勢広域連合において、認定調査業の全件チェックを行うことで公平かつ公正な判定結果が出るように努めています。また、研修会等への積極的な参加、定期的（月1回）なミーティングの実施で質の維持と向上を図っています。後期高齢者人口の増加から、件数の増加が見込まれていますが、認定期間延長に伴いほぼ横ばいで推移していくものと見込まれています。令和2年度において調整済み認定率が、県平均と近似値であり、全国とも乖離しているわけではないことから給付費の上昇の要因のひとつではあるが地域特性とは言い難いため、引き続き公平公正な判定結果に努める。	要介護認定業務分析データを活用することで、認定調査や認定結果の状況等を把握することで、ミーティング等に活かしている。第8期においても引き続き他市町との比較を行い適正化に努めていく。また、指定介護事業者、施設又は介護支援事業者が実施した認定調査の内容を鳥羽志勢広域連合職員が書面等の審査により点検する。	第8期中の認定者数については、後期高齢者人口の増加から、要介護等認定者数の増加が見込まれているが、認定期間の延長や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための要介護認定の臨時的な取扱いにより、審査・点検件数は横ばいになると見込まれている。 審査・点検数 令和3年度 3,200件見込	認定調査は、鳥羽志勢広域連合職員により全件点検が行われている。	○	認定件数3,152件。直営での調査、委託調査に関わらず全件点検を行っている。	鳥羽志勢広域連合内での独自の研修は行っていないが、適宜ミーティングを行いながら、公平公正な認定結果が出せるように努めている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面会のできない施設などの更新申請については、調査を行わないで1年間の延長が可能となっていることから、現状にそぐわない認定結果が出ている可能性も否めない。コロナ感染症の収束後には、適切な認定結果が出るように努めていく。
志摩市	②給付適正化	介護給付費適正化に向けた取組の推進（②ケアプラン点検）	令和2年度は、第1号被保険者1人あたりの在宅サービスが全国平均・三重県平均と比較して高額になっている。また、伊勢志摩定住自立圏では2番目の高さである。給付額上昇の要因として、定員数も平均を超えていることからサービスの提供体制が充実していることがその要因となっている。そのため、適切なケアプラン作成が重要である。	三重県国民健康保険団体連合会のケアプラン分析をもとに抽出した居宅介護支援事業所のケアプランを提出してもらい、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が点検を行う。また、市内の居宅介護支援事業所すべてのケアプランについてチェックを行う。	市内の全居宅介護支援事業所のケアプランを毎年点検することで、ケアプランの質の向上と在宅サービスの必要な方に適切な介護サービスの提供を目指していく。 令和3年度 点検目標 24件	全市内居宅介護支援事業所でケアプランの点検を行う。各事業所のケアプランの中から、ケアプラン点検支援システムを利用して点検するケアプランを抽出している。	○	点検数20件実施 目標として、全居宅介護支援事業所の点検を行うこととしていた。目標は24件であるが、当時より事業所数が減ったためであり、全事業所の点検を行うことができたため「○」の評価を行った。	地域包括支援センターの主任ケアマネを中心に点検を行っていることから、現状では20件程度の点検が限界となっている。今後の開催方法を工夫していくことが課題となっている。また、各事業所単位では所属するケアマネの人数が異なることからケアプラン数についての検討も必要である。
志摩市	②給付適正化	介護給付費適正化に向けた取組の推進（③住宅改修・福祉用具実態調査）	第7期中の住宅改修と福祉用具貸与については、計画値を超え推移した。第8期においてもこの傾向は続く予測される。第8期計画の見込量については、住宅改修以外は上昇していく見込となっている。住宅改修は、疑義のある申請の場合は、訪問して実態確認、利用者の状態確認または工事見積書の点検。竣工後に訪問調査を行っている。福祉用具についても、訪問による実態調査を行っている。	建築士などの有資格者でない市職員による点検がされているため、今後、判断に迷うケースについては有資格者等の市職員などに助言を求めながら、より点検の強化を行っていきます。また、福祉用具利用者から数件抽出して訪問調査やアンケート調査などを行いながらその必要性や実態把握を検討してまいります。	第8期では件数は横ばい、給付費については、住宅改修以外は上昇していく見込となっている。給付後の実態把握を行い、より効果的なサービス支給について検討していく。 令和3年度見込 住宅改修 訪問6件、写真点検380件、福祉用具購入 訪問3件、写真点検300件、軽度者の福祉用具貸与 書類審査65件	書類審査については、全件行い、疑義のあるものについては施工業者等に問い合わせを行っている。住宅改修については、年間2件の現地での点検を行った。施行前の点検のみ。福祉用具の点検は書類審査のみとなった。	△	目標である住宅改修6件、福祉用具3件の点検は達成することができず、住宅改修の施行前に訪問点検2件のみとなった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訪問しての点検は困難であると判断した。今後、アンケートによる施工後の点検を検討していく必要がある。

志摩市	②給付適正化	介護給付費適正化に向けた取組の推進（④医療情報との突合・縦覧点検）	三重県国民健康保険団体連合会に委託している。縦覧点検のうち、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、単独請求明細書における準受付チェック一覧表、入退所を繰り返す受給者一覧表の点検については国保連合会が行い、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表、居宅介護支援再請求等状況一覧表、月途中要介護状態変更受給者一覧表、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表は、国保連合会から提供された帳票でも点検を行っている。	引き続き、国保連合会に委託をし、専門的にチェックを行う。認定結果の不一致データについては、事業所の調査も行っている。	件数は、横ばいになると見込んでいるが、今後とも三重県国民健康保険団体連合会への業務委託で対応していく。医療情報の突合 点検件数300件、縦覧点検件数9,900件、認定結果不一致データ点検件数3,000件	三重県国民健康保険団体連合会に委託している。縦覧点検のうち、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、単独請求明細書における準受付チェック一覧表、入退所を繰り返す受給者一覧表の点検については国保連合会が行い、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表、居宅介護支援再請求等状況一覧表、月途中要介護状態変更受給者一覧表、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表は、国保連合会から提供された帳票でも点検を行っている。	◎	三重県国民健康保険団体連合会に委託することで、適切な点検を行っている。	市職員では、専門的な知識がないため、引き続き国保連合会に委託することで点検を徹底していく。照会のあった場合には、適宜適切に調査を行う。
志摩市	②給付適正化	介護給付費適正化に向けた取組の推進（⑤介護給付費通知）	通知の回数は引き続き行っていく。通知に対する問い合わせが多く、そのほとんどがこの通知の意義や見方についての問い合わせであるため、説明文書や自己点検リストなど通知文書をわかりやすくするための工夫について検討していく。	通知の回数は引き続き行っていく。通知に対する問い合わせが多く、そのほとんどがこの通知の意義や見方についての問い合わせであるため、説明文書や自己点検リストなど通知文書をわかりやすくするための工夫について検討していく。	今後、認定者数の増加を見込んでいるため、通知数は増加することを見込んでいる。より効果的なうちにするためには、送付だけではなく、実施方法について検討していく必要がある。令和3年度見込通知数 10,400通	令和2年10月～令和3年1月分 3,446通発送（7月発送分）実施 令和3年2月～5月分 3,365通発送（11月発送分）実施 令和3年6月～9月分 3,339通発送（3月発送分）実施 計10,150件発送	△	予定通り、年3回発送はできた。通知についての問い合わせが多いため、送付だけではなく効果的な通知の実施方法についての検討ができなかったため、「△」の評価とした。	予定通り年3回の発送を行っていく必要がある。 【課題】より効果的な通知とするために、通知の見方の説明文書や広報誌などを用いた取組ついでの検討を行う必要がある。